

乙第1号議案から
乙第15号議案まで

令和2年第4回沖縄県議会(定例会)議案

(その2)

令和2年6月30日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第1号議案	沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	1
乙第2号議案	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
乙第3号議案	沖縄県税条例の一部を改正する条例	6
乙第4号議案	沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	12
乙第5号議案	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	13
乙第6号議案	沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	14
乙第7号議案	工事請負契約について	16
乙第8号議案	訴えの提起について	17
乙第9号議案	交通事故に関する和解等について	20
乙第10号議案	車両損傷事故に関する和解等について	24
乙第11号議案	弁護士報酬請求事件の和解について	26
乙第12号議案	沖縄県人事委員会委員の選任について	30
乙第13号議案	沖縄県収用委員会委員の任命について	31
乙第14号議案	沖縄県公安委員会委員の任命について	32
乙第15号議案	専決処分の承認について	33

沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例（昭和47年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第12項」を「第9条の2第12項」に、「、準用する」を「準用する」に、「関して」を「関し」に改める。

第2条中「任命権者又は任命権者の指定した者の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行なっては」を「別記様式第1号から別記様式第5号までによる宣誓書に署名して、任命権者又は任命権者の指定した者に提出しなければ」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定による宣誓書の署名及び提出は、職員等がその職務に従事する前にするものとする。

3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前2項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第3条中「前条」を「前条第2項」に、「宣誓を行なう」を「同条第1項の規定による宣誓書の署名及び提出をする」に、「を行なわせる」を「に従事させる」に改める。

第4条中「関して」を「関し」に改める。

別記を次のように改める。

別記様式第1号 公安委員会委員の宣誓書（第2条関係）

宣誓書
私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、個人の権利と自由を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持すべき沖縄県公安委員会委員としての責務を深く自覚し、不偏不党かつ公平中正に職務を遂行することを固く誓います。
年 月 日
沖縄県公安委員会
委員 氏名
印

別記様式第2号 人事委員会委員の宣誓書（第2条関係）

宣誓書

私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治の本旨に則り、民主主義の精神を体するとともに人事行政を能率的に運営すべき沖縄県人事委員会委員としての責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として誠実かつ公平に職務を遂行することを固く誓います。

年　　月　　日

沖縄県人事委員会

委員　氏名

印

別記様式第3号 教育公務員及び警察職員以外の職員の宣誓書（第2条関係）

宣誓書

私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治の本旨に則り、民主主義の精神を体するとともに公務を能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。

年　　月　　日

氏名

印

別記様式第4号 教育公務員の宣誓書（第2条関係）

宣誓書

私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治及び教育の本旨に則り、民主主義の精神を体するとともに公務を能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。

年　　月　　日

氏名

印

別記様式第5号 警察職員の宣誓書（第2条関係）

宣誓書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

年　　月　　日

氏名

印

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

地方公務員法第31条の規定に基づき会計年度任用職員が服務の宣誓を行う場合は、それぞれの会計年度任用職員の任用手続を踏まえた方法により行うことができることとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例（第3条・第4条）」を「第2章 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例（第3条・第4条）」に改める。
生じた事態に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例（第5条）」に改める。

第1条第2項及び第3条第2項中「勤務」を「作業に従事した日」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第3章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例

（防疫等作業手当の特例）

第5条 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある施設等のうち人事委員会規則で定める施設等の内部又はこれに準ずる区域として人事委員会が認めるものにおいて、職員が新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例第22条の規定は、適用しない。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3章の規定は、令和2年2月1日から適用する。

令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県税条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第21条中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第28条第1項中「第34条第5項」を「第34条第4項」に改める。

第85条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第89条の3中「公益財団法人沖縄県体育協会」を「公益財団法人沖縄県スポーツ協会」に改める。

第139条の6第1項第3号中「記入」を「変更記録」に改める。

第139条の8第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

第143条の2中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に、「第152条第1項」を「第177条の13第1項」に改める。

附則第17条の6第4項から第6項までの規定中「第41条」を「第41条第1項」に、「同条の」を「同項の」に改め、同条第7項中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同条を附則第17条の7とする。

附則第17条の5第2項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改め、同条を附則第17条の6とし、附則第17条の4を附則第17条の5とし、附則第17条の3の次に次の1条を加える。

（法附則第12条の2の10第1項に規定する条例で定める路線）

第17条の4 法附則第12条の2の10第1項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして条例で定める路線は、国土交通大臣又は知事が地域住民の生活に必要な公共交通を確保するために行う補助の対象となる路線とする。

附則第19条第2項第2号中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第21条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして知事が指定するもの（同項において「県払戻請求権放棄」という。）を同条第1項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に県放棄払戻請求権相当額の法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。

2 前項に規定する県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）をいう。

第2条 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第27条中「第48条」を「第739条の5」に改める。

第29条第1項中「その県民税」を「その個人の県民税」に改め、同条第2項中「市町村民税」を「個人の市町村民税」に、「を、県民税」を「を個人の県民税」に、「あん分した」を「^{あん}按分した」に、「県民税又は」を「個人の県民税又は」に改める。

第33条中「法第48条」を「県は、法第739条の5」に、「市町村民税」を「個人の市町村民税」に改める。

第41条第2項中「第53条第1項の規定によつて申告納付するものにあつては同項」を「第53条第1項」に改め、「、同条第4項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

第42条第2項第2号中「又は同条第3項の規定により納付する法人」を削り、「これ

らの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月」を「当該法人の同項」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第6項を削る。

第43条第1項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「6月」を「6月経過日の前日まで」に改め、同条第2項中「第75条第5項」の次に「又は同法第75条の2第11項第2号」を加え、「場合又は」を「場合（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があつたものとみなされた場合を含む。）、」に、「には」を「（同法第75条の2第11項第4号の規定により当該届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）又は同法第75条の2第11項第5号若しくは第6号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分が効力を失った場合には」に改め、同条第3項を削る。

第44条の3を削る。

第46条第2項中「その事業年度開始の日から6月の期間の末日」を「同項に規定する6月経過日の前日」に改める。

第48条第2項中「又は法第72条の18第1項第2号に規定する個別帰属益金額」及び「又は同条に規定する個別帰属損金額」を削る。

第50条ただし書中「、当該事業年度の開始の日から6月の期間の末日」を「法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日」に改める。

第52条第1項第3号中「（その終了の日を連結親法人事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。）」を削り、同号ア中「当該連結親法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「各連結事業年度」を「各事業年度」に改め、同号イ中「当該連結親法人に」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算」を「当該各事業年度の決算」に、「当該連結法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額」を「法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額」に改める。

第54条第4項及び第9項中「によつて」を「により」に改める。

第54条の3第1項ただし書中「第53条第23項」を「第53条第35項」に改める。

第54条の4を削る。

第85条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（次号及び第3号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日

(2) 第1条中沖縄県税条例第85条第2項にただし書を加える改正規定及び附則第8項の規定 令和2年10月1日

(3) 第1条中沖縄県税条例第21条及び第28条第1項の改正規定並びに附則に1条を加える改正規定並びに次項並びに附則第3項及び第10項の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条中沖縄県税条例第85条第2項ただし書の改正規定及び附則第9項の規定 令和3年10月1日

(5) 第2条（前号、次号及び第7号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第4項から第7項までの規定 令和4年4月1日

(6) 第2条中沖縄県税条例第27条、第29条及び第33条の改正規定 令和6年1月1日

(7) 第2条中沖縄県税条例第18条第5項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第21条及び第28条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の県民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下この項において「旧地方税法」という。）第23条第1項第11号に規定する寡婦（旧地方税法第34条第3項の規

定に該当するものに限る。) 又は旧地方税法第23条第1項第12号に規定する寡夫である法第24条第1項第1号に掲げる者に係るものと除く。) と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

4 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例（以下「4年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「5号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号）（以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

5 別段の定めがあるものを除き、5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の沖縄県税条例（以下「4年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

6 別段の定めがあるものを除き、4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、5号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（県たばこ税に関する経過措置）

8 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

9 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

10 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この項において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和2年2月1日から地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）附則第2条第1項に規定する日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第2項で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同法第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、新条例附則第21条第1項及び第2項の規定を適用する。

令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

地方税法の一部が改正されたことに伴い、軽量な葉巻たばこに係る県たばこ税の課税率を見直し、自動車税の特例措置の適用期限を延長し、個人の県民税の所得割に係る寡婦（寡夫）控除を見直す等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(6) アジアＩＴビジネスセンター

別表の5の表の次に次の1表を加える。

6 アジアＩＴビジネスセンターの施設使用料

施設の種別	単位	金額
事業用専用区画	1平方メートル1月につき	2,240円
多目的室	1室1時間につき	1,060円

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

沖縄ＩＴ津梁パーク施設内にアジアＩＴビジネスセンターを整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	「 沖縄県立北部病院附属伊是名診療所 沖縄県立北部病院附属古宇利診療所	島尻郡伊是名村 国頭郡今帰仁村	」を
「	沖縄県立北部病院附属伊是名診療所	島尻郡伊是名村	に、
「	沖縄県立宮古病院附属多良間診療所 沖縄県立八重山病院附属伊原間診療所	宮古郡多良間村 石垣市	」を
「	沖縄県立宮古病院附属多良間診療所	宮古郡多良間村	に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

長期にわたり診療を休止している沖縄県立北部病院附属古宇利診療所及び沖縄県立八重山病院附属伊原間診療所を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

職員の定員は、3,227人とし、警察官及び警察官以外の職員のそれぞれの定員は、次項及び第3項に定めるとおりとする。

第2条第5項中「第1項第2号」を「第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項中「上位」を「第2項の表に掲げる階級の区分のうち、上位」に、「前項に規定する」を「同表に掲げる」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 警察官の定員は、2,921人とし、その階級別定員は、次の表の左欄に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

警視	109人
警部	228人
警部補及び巡査部長	1,695人
巡査	889人

3 警察官以外の職員の定員は、306人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

観光客数の増加等を背景に遺失物等の取扱いに係る業務が増大していることから、これに的確に対応するため、沖縄県警察における警察官以外の職員の定員を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第7号議案

工事請負契約について

大東地区情報通信基盤整備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的 大東地区情報通信基盤整備工事

2 契約の方法 隨意契約

3 契約金額 4,436,300,000円

4 契約の相手方 浦添市城間四丁目35番1号

西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 畑上修一

令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

大東地区情報通信基盤整備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事件名 建物明渡等請求事件
- 2 事件の概要 沖縄県は、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納し、又は高額所得者として認定され県営住宅の明渡しの期限が到来した入居者に対して、家賃若しくは損害賠償金の納入又は県営住宅の明渡しを再三にわたり請求してきたが、当該入居者がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。
- 3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
被告 別表のとおり
- 4 請求の趣旨
 - (1) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡せ。
 - (2) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡すべき日までの家賃で未納のもの及び明け渡すべき日の翌日から明渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。
- 5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

令和2年6月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。